

解説資料（続報）

2 0 2 2 年 1 月
日本生命保険相互会社
団体年金コンサルティングG



【議決事項について】

- ・ 個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護管理規程の変更について（追加） 2 **NEW**
- ・ マイナンバー法の改正に伴う特定個人情報取扱規程の変更について 6 **NEW**

【議決事項について】

対象

- 全基金。

概要

- 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」については、令和2年、令和3年にそれぞれ改正がなされました。また、これに伴い、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」も改定されました。（[令和4年4月1日施行（※1）](#)）
- 今回、個人情報保護法の改正により、企業年金連合会より公表されている「個人情報保護管理規程」の雛型が改められましたので、ご案内します（規程の改定内容（新旧対照表）については別紙2、5頁参照）。この連合会の「個人情報保護管理規程」雛形は、厚生労働省年金局の確認を経たものとされています。なお、規程の改定時期については、生命保険協会からの照会に対し、企業年金連合会より「改正法との規定に齟齬が生じますので、施行日の前までに規程変更いただくことが望ましい」とされており、[本年4月1日までに、代議員会決議または理事長専決の方法により改定されるようお願いいたします。](#)

【令和2年個人情報保護法改正の主な内容】

令和2年の改正においては、個人データ等の漏えい時の当局報告・本人通知の義務化や、利用停止請求の要件等の緩和等、事業者の守るべき責務の在り方や、個人の権利の在り方について、改正がなされました（以下の表参照）。なお、令和3年の改正は、規程への影響は引用した条文のずれ等にとどまっています。

①漏えい等発生時の当局報告・本人通知の義務化	今回ご案内の内容
②不適正利用の禁止	
③保有個人データの開示・利用停止について	
④提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について	
⑤仮名加工情報の創設	前回（※2）までにご案内済みの内容
⑥公表事項の追加	
⑦オプトアウト禁止対象の拡大	—
⑧法定刑の引上げ	—
⑨認定団体制度の充実	—

（※1）施行日について（令和2年個人情報保護法改正）

項目	期日
全面施行の日	令和4年4月1日

（※2）年金NEWS2021.12.14「予算代議員会特集号」別紙1、22頁をご参照。
 なお、今回の「続報版」における雛形（別紙2）は、前回までにご案内した内容（上表の⑤・⑥）の内容を含んでいます。

【参考】

改正法および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」は、個人情報委員会のHP（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>）に登載されております。

【漏えい等発生時の当局報告・本人通知の義務化】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等の事案が発覚した場合の個人情報保護委員会への報告や、本人への通知は<u>努力義務</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等の事案が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、個人情報保護委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知を義務化する。

- 漏えい等発生時の対応について、「ガイドライン（通則編）」では具体的な対応や期限が提示されています。主な箇所を抜粋しますので、ご参照ください。

【ガイドライン（通則編）「3-5 個人データの漏えい等の報告等（法第26条関係）」より抜粋】

【報告対象となる事態】

個人情報取扱事業者は、次の（1）から（4）までに掲げる事態を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない

- 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【速報】

速報の時間的制限の目安として、事態を知った時点から概ね3日～5日以内。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の（1）から（9）までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

- 概要
- 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- 原因
- 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 本人への対応の実施状況
- 公表の実施状況
- 再発防止のための措置
- その他参考となる事項

【確報】

原則30日以内に、（1）から（9）までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。

【本人への通知】

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。

※なお、今回の個人情報保護法改正では、個人情報保護委員会への報告及び本人通知が義務化されていますが、企業年金においては、厚生労働省年金局長通知（平成29年5月30日 年発0530第5号）において、所轄の地方厚生（支）局長への報告も併せて求められています。（年金NEWS2021.12.14「予算代議員会特集号」別紙1、24頁ご参照）

【不適正利用の禁止】

改正前	改正後
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により<u>個人情報</u>を利用してはならない旨を明確化。

- 「ガイドライン（通則編）」では、不適正な方法の事例が示されています。

【ガイドライン（通則編）、「3-2 不適正利用の禁止（法第19条関係）」より抜粋】

事例1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突如の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合
等

【保有個人データの開示・利用停止】

改正前	改正後
<p>【開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有個人データの開示方法について、原則として書面の交付による方法とされている。 <p>【利用停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用停止、消去等の個人の請求権について、データを不正に取得した場合や本来の利用目的以外に使用した場合のみ利用停止等を請求できる。 	<p>【開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有個人データの開示方法について、<u>電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。</u> <u>個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。</u> <p>【利用停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用停止、消去等の個人の請求権について、<u>個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも請求できるようにする。</u>

- 電磁的記録の提供による方法の事例として「ガイドライン（通則編）」では事例が示されています。

【ガイドライン（通則編）、「3-8-2 保有個人データの開示（法第33条第1項～第4項関係）」より抜粋】

- 事例1)電磁的記録をCD-ROM等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法
- 事例2)電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法
- 事例3)会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法

- 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例として、「ガイドライン（通則編）」で事例が示されています。

【ガイドライン（通則編）、「3-8-5 保有個人データの利用停止等（法第35条関係）」より抜粋】

（中略）

- 事例3) 個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例4) 個人情報取扱事業者が、法第27条第1項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合
- 事例5) 個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

【予算代議員会特集号（年金NEWS2021.12.14）までにご案内した内容について】

- 『予算代議員会特集号』（22～24ページ）では、①個人情報取扱事業者が公表すべき事項、②仮名加工情報の取扱い、③情報漏えい等事案が発覚した場合の地方厚生（支）局長への報告、について規程に反映することをご案内しておりますが、今回の雛形（別紙2）には、その内容が含まれていません。

議決する内容

- 個人情報保護管理規程の改定内容について、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 全基金。

概要

- 令和2年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法・番号法）」が改正されました。（[令和4年4月1日施行](#)）これに伴い、「特定個人情報取扱規程」の変更が必要になります。
- 今回、企業年金連合会より公表されている「特定個人情報取扱規程」の雛型が改められましたので、ご案内します（規程の改定内容（新旧対照表）については別紙2、17頁参照）。
- なお、マイナンバーの取扱事務フローを記載した同規程の「別紙」を当社から提供しておりますが、これについても現行事務に即した内容で記載を変更しております。当社総幹事先の基金におかれてはこの機会に併せて改定をお願いいたします。
- 今回の改正では、マイナンバーの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、[個人情報保護委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知が義務化](#)されました。
- 漏えい時の対応について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の「（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）」にて具体的な対応や期限が提示されました。

【ガイドライン（事業者編）（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等（事業者編）より抜粋】

【漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置】

- A 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
- B 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
- C 影響範囲の特定
上記Bで把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。
- D 再発防止策の検討及び実施
上記Bの結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。
- E 委員会への報告及び本人への通知
（ガイドライン（事業者編）別紙2における）「委員会への報告」、「本人への通知」を参照のこと。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

【報告対象事態】

○個人番号利用事務等実施者は、次の(1) から(4) までに掲げる事態（報告対象事態）を知った時は、個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(1) 次に掲げる特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
(中略)

(2) 次に掲げる事態

イ 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ 不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ 不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

「不正の目的をもって」イからハに該当する事態を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。

(3) 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

(4) 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100 人を超える事態

イ 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ 番号法第9条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ 番号法第19条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

【速報】

速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内。

個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の(1) から(9) までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。

速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

(4) 原因

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(6) 本人への対応の実施状況

(7) 公表の実施状況

(8) 再発防止のための措置

(9) その他参考となる事項

【確報】

原則30日以内に、(1) から(9) までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。

【本人への通知】

個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知った時は、本人への通知を行わなければならない。

【参考】

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」は、個人情報委員会のHP（<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>）に記載されております。

議決する内容

- 特定個人情報取扱規程の改定内容について、議決を得る必要があります。

基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

行政手続き

- 行政手続き不要。